

# ガーデンハウス津々山台第1建築協定

## 概 要

- ① 階数は地階を除き2以下とし、屋上の使用を禁止する。
- ② 建築物は、分譲時の1区画に一戸の一戸建専用住宅とする。
- ③ 幅員4.9mの道路に面した部分については、道路沿奥行き55cm以内の範囲は、協定締結時の区画、形質をかえてはならない。  
ただし、出入り口、車庫等に用いる部分及び、造園築造等による一部の変更はこの限りではない。
- ④ 建築物の外壁面又はこれにかわる柱の面の位置は次のとおりとする。  
イ) 4.9mの道路に面する箇所 道路境界線から1.5m以上  
ロ) 東側緑道に面する箇所 道路境界線から3.0m以上  
ハ) その他の箇所 道路境界線から1.0m以上  
ただし、イ)及びハ)において軒の高さ2.3m以下かつ床の合計面積が5㎡以内の物置等を設置する場合、建築基準法施行令第135条の20第2号により「第一種低層住居専用区域内における外壁の後退距離に対する制限の緩和」を適用するものとするが、その位置及び外観は周辺の景観を損なわないよう配慮すること。
- ⑤ 外壁、屋根等の意匠、色彩については、周辺街並み景観を損なわないものとする。
- ⑥ 専有敷地内はできるだけ緑化を図り、周辺に迷惑をかけないように維持管理に努めなければならない。
- ⑦ 公道に面する塀は原則として生け垣又は透視可能な柵併用の生け垣とする。